

## 水産物部事故品処理に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）における公正取引並びに業務運営の合理化を図るため、水産物部の取扱品目に属する物品の取引において発生する事故品（京都市中央卸売市場業務条例施行規則第58条各号に該当する物品をいう。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(事故の内容)

第2条 事故の内容は、次のとおりとする。

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| (1) 鮮度落ち   | (11) うみ    | (21) とろけ    |
| (2) 入り不足   | (12) 湯当り   | (22) やけ     |
| (3) 量目不足   | (13) のり    | (23) 腹切れ    |
| (4) 傷物     | (14) 空箱    | (24) 血打ち    |
| (5) しめ魚混じり | (15) 異物混入  | (25) 入数違い   |
| (6) 品違い    | (16) 化学公害  | (26) やまい    |
| (7) 型違い    | (17) 赤子混じり | (27) す混じり   |
| (8) 虫付き    | (18) 上り混じり | (28) 足切れ    |
| (9) 変色     | (19) 箱割れ   | (29) やわら混じり |
| (10) 身割れ   | (20) 臭気    |             |

(確認の申出)

第3条 仲卸業者又は売買参加者（以下「買受人」という。）が事故品を発見したときは、卸売業者の担当者に確認の申出をすることができる。

2 前項の申出を受理した卸売業者の担当者は、本市職員（以下「職員」という。）に確認の申出をしなければならない。

(確認の申出の時間等)

第4条 事故品確認の申出は、第一市場における取引の円滑化を図るため、当該物品が第一市場内にあるものについてのみ行うことができるものとする。ただし、事故品であることが開包、解体等によらなければ発見できない場合にあってはこの限りでない。

2 前項の確認の申出は、卸売当日の午前8時までに行わなければならない。ただし、午前7時以降に卸売をした物品の事故品確認の申出は、卸売をした後2時間以内とする。

(確認)

第5条 確認は、職員（市長が事故品の判定検査に係る業務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体の職員を含む。）が行い、卸売業者及び買受人はこれに立ち会うものとする。

2 職員は確認に際し、必要があると認めるときは、水産物部食品品質管理委員会（以下「委員会」という。）の委員の立会いを求めるものとする。

3 確認は、現品確認を原則とする。ただし、物品が第一市場外にある場合は、事故の状態が確認できる写真等による確認を認めるものとする。

4 職員は、確認を行ったときは、卸売業者に対し、必要に応じて事故品立会票を交付するものとする。

(卸売代金の変更)

第6条 事故品に係る卸売代金の変更額は、売買当事者間の話し合いによるものとし、市長が適当と認めて承認した額とする。

2 前項の変更額について売買当事者間で話し合いがつかないときは、委員会の意見を聴いて、市長がこれを決定するものとする。

(禁止事項)

第7条 事故品に係る処理は卸売代金の変更に限るものとし、特別の事情がある場合を除き、返品は認めないものとする。

(申請手続)

第8条 京都市中央卸売市場業務条例第62条ただし書の承認の申請は、第1号様式により行わなければならない。

(事故品の通知)

第9条 卸売業者は、委託された物品に事故品があったときは、当該委託者に対し、卸売代金の変更に係る承認書を送付し、又はその旨を売買仕切書に付記し、若しくは電話その他の方法により、事故の内容を通知しなければならない。

(事故品が食品衛生上有害である場合の措置)

第10条 事故品のうち食品衛生上有害であると思われる物品については、第一市場駐在の食品衛生監視員に連絡し、その取扱いの指示を受けるものとする。

(その他)

第11条 事故品の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

## 卸売代金の変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年      月      日
京都市中央卸売市場第一市場水産物部卸売業者 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第 6 2 条ただし書きの規定により卸売代金の変更の承認を受けたいので申請します。

入荷月日      月      日      販売日      月      日

出荷者名	品目	事故理由	個 数	数量 (kg)	卸売価格 (単価)	変更価格 (単価)	買受人	せり人	備 考
			個中 個						
			個中 個						
			個中 個						
			個中 個						
			個中 個						